

病児保育室における転倒・転落、感染及び医療行為についての同意書

1. 転倒・転落、感染について

- ・小児は危険を予知することがまだできないため、十分注意していても思いもかけない転倒・転落事故が起こる可能性があり、各病児保育実施施設におきましても同様の危険性があります。
- ・打撲、外傷、骨折などが考えられます。また、一般的に小児は身体に対して頭が大きく、体の重心が高いためバランスを崩しやすいです。そのため、転落時には頭部を打つことが多く、頭蓋骨骨折や脳内出血などの危険性も考えられます。
- ・病児保育室では、院内感染対策に基づき感染予防には細心の注意を払っておりますが、保育室は 1 室で利用児童の定員は 4 名であり、利用者間での感染も十分考えられます。また、MR（麻疹・風疹）ワクチンの予防接種が済んでないお子様は、感染のリスクが高いためお預かりできません。
- ・はしか及び流行性角結膜炎に感染されているお子様はお預かりできません。

2. 医療行為について

- ・保育中に病状が急変した場合や医療介入が必要と判断された場合は、小児科医師が初期対応を行います。
- ・解熱剤を病児に使用する必要が生じた場合や、持参した解熱剤の効果が十分でない場合は、小児科医師が処方し使用します。
- ・吸入薬を病児に使用する必要が生じた場合、小児科医師が外来処置として指示し、病棟看護師が用意したうえで、保育室で対応します。

病児保育室をご利用いただくうえで、上記の件について理解し承諾されましたらご署名をよろしくお願いいたします。

理解しましたので同意します。

同意できません。

令和 年 月 日

各施設長

() あて

住 所：

保護者氏名：

㊞

児 童 名：